若草区規約

第１章　総則

（名称および事務所の所在地）

第１条　この区は、若草区（以下「本区」という。）と称し、事務所を若草二丁目６番２３号若草公民館に置く。

（構成）

第２条　本区は、区域内に在住する世帯をもって構成し、世帯の数に応じ、４２の隣組を置くとともに、隣組で構成する７のブロックを設ける。

（目的）

第３条　本区は、区内住民の融和協調を推進し、福祉、環境美化、防犯および豊かな子どもを育てる実践活動を行い、以て本区および市の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本区は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）住民自治活動の推進

（２）市および区内情報の伝達

（３）環境美化および防犯活動の実施

（４）住民福祉と子ども育成の充実

（５）災害防止に必要な措置

（６）住民の要望、地域課題の解決

（７）その他目的達成のために必要な事業

第２章　役職員および組織

（役員）

第５条　本区には、次の役員を置く。

（１）区長　　１名

（２）副区長　１名

（３）会計　　１名

（４）幹事　　２名

（５）監査員　２名

２　役員は、評議員会が推薦し、総会の承認を受け選任される。

（区長）
第６条　区長は、本区を代表するとともに、行政区長および公民館長を兼務する。
２　区長は、本区の業務および公民館の運営を統括する。

（副区長）
第７条　副区長は、副公民館長を兼務し、区長および公民館長を補佐する。
２　副区長は、区長に事故あるときは、区長代理としてその職務を代行する

（会計）
第８条　会計は、本区の会計業務および資産管理を行う。

（幹事）
第９条　幹事は、本区の業務全般について、副区長とともに区長を補佐し、内１名は書記を兼務する。

（監査員）
第１０条　監査員は、毎年半期毎に本区の決算等を監査し、年度末決算について総会に報告する。

（役員の任期）
第１１条　役員の任期は同一役職では１期２年とし、再任は原則として１期までとする。
２　欠員が生じ就任した役員の任期は、就任日より２年とし、再任は原則として１期までとする。
３　役員の就任年齢は、原則として８０歳までとする。
４　前第１項にかかわらず、監査員の再任は原則として行わないものとする。

（役員の報酬）
第１２条　役員の報酬については、原則として区長が評議員会に諮問し、総会の承諾を経て決定する。
２　役員には、費用弁償することができる。

（評議員）
第１３条　評議員は、区内の有識者の中から地域性を考慮して執行部が推薦し、総会の承認を経て区長が委嘱する。
２　評議員の定数は１５名以内とする。
３　評議員の任期は、２年とし再任を妨げない。
４　補欠により就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　評議員には、費用弁償することができる。

（顧問）
第１４条　本区に、顧問を置くことができる。顧問は、本区の行政に知見を有する

者、有識者等で、区長が評議員会に諮問し、委嘱する。
２　顧問の定数は１名とする。
３　顧問の任期は、２年とし再任は妨げない。
４　顧問は、執行部会、公民館運営協議会およびブロック長会に出席し、意見を述べることができる。
５　顧問には、費用弁償することができる。

（ブロック員）
第１５条　各隣組に１名のブロック員を置く。
２　ブロック員の任期は、１年とし再任を妨げない。
３　各ブロックにブロック班長、副班長を選出する。
４　各ブロックにブロック長を置くとともに、各ブロック長は評議員の内から選任し、ブロック長の内から会長を互選する。
５　ブロック長およびブロック員は、地域住民と一体になって、体育活動、環境美化活動、防犯活動、防災活動などの事項を推進する。
６　ブロック員およびブロック長には、費用弁償することができる。

（隣組長）
第１６条　隣組長は、隣組を代表して区長を補佐し、隣組の業務を処理する。
２　隣組長は、隣組内で互選により選任され、総会に報告する。
３　隣組長の任期は、原則として１年とする。
４　隣組長には、費用弁償することができる。

（職員）
第１７条　本区の業務を処理するため事務職員１名を置き、公民館の保安および設備の維持管理を行うため保安係を置くことができる。
２　事務職員および保安係の勤務に関する規定については、別途定める。
３　事務職員および保安係には、費用弁償することができる。

（執行部）
第１８条　本区の円滑な運営にあたり、区長、副区長、会計、幹事から構成する執行部を設ける。

（各専門部）
第１９条　事業の実施にあたり、若草シニアクラブ、地域福祉推進委員会、食生活改善教室、若草文庫、若草子ども会育成会、文化部、体育部、環境園芸部を設ける。

第３章　総会

（総会）

第２０条　区長は、毎年度通常総会を招集し、次の事項を付議し承認を受けなければならない。

（１）事業計画および事業報告に関する事項
（２）予算および決算に関する事項
（３）役員の選任に関する事項
（４）規約の改訂に関する事項
（５）役職員等の報酬に関する事項
（６）その他必要事項

２　執行部が重要事項で必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

３　大規模な自然災害、感染症発生時に於ける通常総会の開催は、執行部および評議員会との協議により、対面開催あるいは書面開催かを決定する。

（招集）

第２１条　総会の招集通知および資料は、総会日の５日前までに隣組長を通じて各世帯に配布しなければならない。

（総会の成立）

第２２条　総会は、委任状を含む全世帯の５分の１以上の出席をもって成立する。なお、総会への出席有資格者は、区民１世帯につき成人１名とする。

（議長）

第２３条　総会の議長は、出席者の中から選出する。

（表決）

第２４条　議案の表決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

２　執行部は会議で意見を述べることはできるが、表決には加わらないものとする。

第４章　定例会議

（執行部会）

第２５条　本区の業務における重要事項の決定は、執行部会により行う。

２　執行部会は、毎月１回区長が招集し、議長となる。ただし、区長が必要と認めたとき、および執行部の２名以上の発議があったとき、臨時執行部会を開かなければならない。

ただし、臨時執行部会の案件については、区長が評議員長に通知し、評議員会に諮問する。

３　執行部会は、過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

４　執行部会の議事は、出席者総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長

が決定する。

（評議員会）
第２６条　定例評議員会は年４回開催し、細部については、別途定める。
２　区長および評議員長が必要と認めたときは、臨時評議員会を開催することができる。

（ブロック長会）
第２７条　ブロック長会は、原則として毎月１回開催し、会長が議長となる。

（公民館運営協議会）
第２８条　公民館運営協議会は、原則として奇数月第一土曜日に開催し、公民館長が議長となる。
２　公民館運営協議会への出席者は、次に掲げる各々の組織の長とする。
評議員会、若草シニアクラブ、地域福祉推進委員会、食生活改善教室、若草文庫、若草子ども会育成会、文化部、体育部、ブロック長会、環境園芸部、平野小学校ＰＴＡ、消防第４分団

（隣組長会）
第２９条　定例隣組長会は、原則として偶数月第一土曜日および３月に開催し、過半数の出席により成立する。
なお、隣組長が出席できないときは、代理の者の出席を認めるものとする。

（地域福祉推進委員会）
第３０条　地域福祉推進委員会は、原則として２か月に１回開催し、会長が議長となる。
２　地域福祉推進委員会の細部については、別途定める。

第５章　会計および監査

（事業年度）
第３１条　本区の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（予算）
第３２条　本区の予算は総会の承認を経なければならない。ただし、補正予算は、評議員会に諮問し、執行部会で決定することができる。

（運営費）
第３３条　本区の事業に必要な経費は、区費、助成金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

（区費）

第３４条　区域内の住民は、世帯ごとに区費を納めるものとする。ただし、区長が必要と認めたときは、減免することができる。

２　区費の額は、総会において決定する。

３　区費は、隣組長が徴収し、会計に納める。

４　年度中途の転入者は転入の翌月から、転出者は転出の月まで区費を収めるものとする。

５　区域内に、事業を行う企業および団体から、その形態に応じ企業区費を徴収するものとする。

（資金の管理）

第３５条　資金は区長が管理し、運営費は、金融機関への預金、その他最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

（決算）

第３６条　区長は、毎年３月末現在で、次の書類を作成し監査を受けた後、総会の承認を受け事務所に備え付けなければならない。

（１）事業報告書

（２）会計に関する書類

（監査）

第３７条　監査員は、会計を監査し、意見を付けて区長に提出しなければならない。

２　監査員は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、執行部会および評議員会に出席して意見を述べることができる。

第６章　雑則

（その他）

第３８条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は区長が、総会または執行部会および評議員会に諮って別に定めることができる。

（改訂）

第３９条　この規約の改訂は、総会の承認による。

附則

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

平成 24 年 4 月 29 日　第 14 条第 1 項一部改正

平成 24 年 4 月 29 日　第 16 条第 3 項一部改正

平成 25 年 4 月 21 日　第 8 条第 1 項、第 2 項一部改正

平成 25 年 4 月 21 日　第 26 条第 2 項一部改正
平成 26 年 4 月 20 日　第 1 条一部改正
平成 26 年 4 月 20 日　第 6 条一部改正
平成 26 年 4 月 20 日　第 16 条一部改正
平成 28 年 4 月 17 日　第 12 条第 2 項一部改正
平成 28 年 4 月 17 日　第 24 条第 1 項一部改正
平成 29 年 4 月 23 日　第 16 条一部改正
平成 30 年 4 月 22 日　第 15 条一部改正
平成 31 年 4 月 21 日　第 15 条第 3 項一部改正、15 条第 5 項追加
平成 31 年 4 月 21 日　第 24 条第 2 項一部改正
令和 2 年 4 月 19 日　第 12 条一部改正
令和 3 年 4 月 25 日　第 19 条一部改正、19 条第 3 項追加
令和 6 年 4 月 21 日　第 2 条、第 3 条、第 5 条第 3 項、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条、第 16 条第 4 項、第 5 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 3 項、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 5 項、第 36 条一部改正
第 7 条第 2 項、第 16 条第 6 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 3 項、第 19 条、第 20 条、第 26 条追加
第 4 条削除